

安全ダイジェスト正誤表

目次のページ表記：正

目次 (5)

30-2	騒音障害防止のためのガイドライン	221
------	------------------	-----

目次 (6)

37-2	建設工事等計画参画者の資格	266～267
37-3	作業別労働災害防止担当者一覧表	268～277
37-4	法定点検義務事項一覧表	278～282
37-5	法定定期自主検査を要する機械一覧表	283～287
37-6	「機械等設置・移転・変更届」対象一覧表	288
37-7	クレーン等設置届・設置報告等一覧表	289
37-8	立入禁止の措置等一覧表	290～293
37-9	掲示・表示の設定を必要とする箇所の一覧表	294～296
37-10	監視人・誘導員の配置を必要とする場合の一覧表	297
37-11	合図、信号等の設定一覧表	298
37-12	労働安全衛生法関係届出書類等一覧表	299～300
37-13	事故報告等	301
37-14	安全作業に関するガイドライン一覧表	302～303

P229 吹付け石綿等の処理に当たっての手続き

①事前手続き

×
誤

(ハ)「特定粉じん排出等作業届」※（大気汚染防止法）・・・都道府県知事
※吹付け工法により施工された「石綿含有仕上塗材」は「吹付け石綿」として取扱う。
また吹付け工法により施工されたか明らかでない場合も、「吹付け石綿」とみなし、
特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守が望ましい。
(H29.5.30 環境省告示 環水大大発第1705301号)

○
正

(ハ)「特定粉じん排出等作業届」※（大気汚染防止法）・・・都道府県知事
※石綿含有仕上塗材について、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）は、「吹付け石綿」として扱う。
(R2.11.30 環境省通達 環水大大発第2011301号)

P230 解体する建材の作業レベルと使用する保護具

枠内上段

×

※石綿含有仕上塗材 ← 削除

枠外下段

×
誤

※吹付け工法により施工された「石綿含有仕上塗材」は「吹付け石綿」として取扱う。

○
正

※石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）は
「吹付け石綿」として取扱う。

32-4 石綿建材の切断を伴う除去作業(解体等)の一般的手順

事前準備

石綿等の使用の有無を調査 (石綿則 3条)

事前調査及び分析調査の実施(要件を満たす資格者)。調査結果の記録は3年間保存。

作業計画の作成 (石綿則 4条)

1. 作業の方法及び順序
2. 石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法
3. 労働者への石綿等の粉じん暴露防止方法

関係労働者に周知する

(工事開始前まで)

事前調査結果等の報告(一定規模以上) (石綿則 4条の2)

(14日前まで)

① 所轄の知事に届け出
(大気汚染防止法)② 所轄労働基準監督署に届け出
(安衛法 88条) (石綿則 5条)届出者
①は発注者
②は施工者(元請)

※対象はレベル2まで

作業開始前

事前調査結果・作業内容の掲示 (大防法・石綿則 3条)

立入禁止措置の看板の設置 (石綿則 7条・15条)

作業場所の負圧隔離 (石綿則 6条)

足場等を利用しシート等で隔離

床面養生、壁面養生：プラスチックシート等

その他照明器具等の養生

(安衛施行令 6-23、石綿則 19)

作業主任者の選任

(石綿則 20条)

作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

呼吸用保護具の着用(請負人に周知)

(負圧除じん装置)

ろ過集じん・排気装置の設置 (石綿則 6条)
・装置の稼働状況の作業前確認
・作業場所と前室の負圧確保

セキュリティゾーンの設置

前室、洗身室及び更衣室の設置 (石綿則 6条)
・前室・洗身室・更衣室の接続設置
・前室の負圧状態の点検(作業開始前)休憩室の設置 (石綿則 28条)
・入口：湿らせたマット等の設置、衣服用ブラシの備付
・床：掃除が容易な構造休憩室の掃除
毎日1回以上
(飛散しないように)

(石綿則 30条)

洗浄設備の設置 (石綿則 31条)
・洗眼、洗身、うがい設備
・更衣設備、洗濯設備

注) 事前調査及び分析調査について

- ① 事前調査は設計図書等の文書及び現地での目視調査で行う。
(厚生労働大臣が定める講習を修了した者)
- ② 石綿の有無が明らかにならない場合は分析調査を行う。
(厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者)

32-4 石綿建材の切断を伴う除去作業(解体等)の一般的手順

除去作業中

石綿等の湿潤化（石綿粉じん発散防止措置）（石綿則 13条）（請負人に周知）

ろ過集じん・排気装置の排気口からの
石綿漏洩の有無の点検（作業開始後すぐ・装置の変更時）
前室の負圧状態の点検（作業中断時）

除去した石綿等の切りくずを入れる容器
・蓋つき容器（石綿則 13条-2）又は2重袋詰（大防法）

取り扱う作業場の床等は、粉じんの飛散の
ないように、毎日1回以上の掃除を実施（石綿則 30条）

石綿等の運搬又は貯蔵する時の容器（石綿則 32条）
1. 堅固な容器の使用又は、確実な包装
2. 石綿等が入っていること及び取り扱い上の注意事項を表示
3. 一定の場所を定めて保管する
4. 容器又は包装については石綿等の粉じんが発散
しないような措置。一定の場所を定めて集積する

取り扱う作業場の見やすい箇所に表示
・関係者以外の立入禁止の表示（石綿則 15条）
・喫煙禁止、飲食禁止の表示（石綿則 33条）

1. 石綿等を取り扱う作業場である旨（石綿則 34条）
2. 石綿等の人体に及ぼす疾病の種類と症状
3. 石綿等の取扱い上の注意事項
4. 保護具の使用と使用すべき保護具

作業者ごとの作業の記録（1月を超えない期間ごと）（40年間保存）（石綿則 35条）
1. 労働者の氏名
2. 従事した作業の概要と期間、事前調査の結果の概要、作業記録
3. 周辺作業従事者については上記の事項と保護具の使用状況
4. 石綿等の粉じんにより著しく汚染された事態が生じた時は、その概要
及び事業者が講じた応急措置の概要

写真等による作業の実施状況の記録（3年間保存）（35条の2）

除去作業終了、作業場内の清掃

注）作業に使用した器具・工具・足場等について、
付着した物を除去した後でなければ作業場外に
持ち出してはならない。（石綿則 32条の2）

（請負人に周知）



特別教育修了者
（安衛則 36-37）
（石綿則 27）

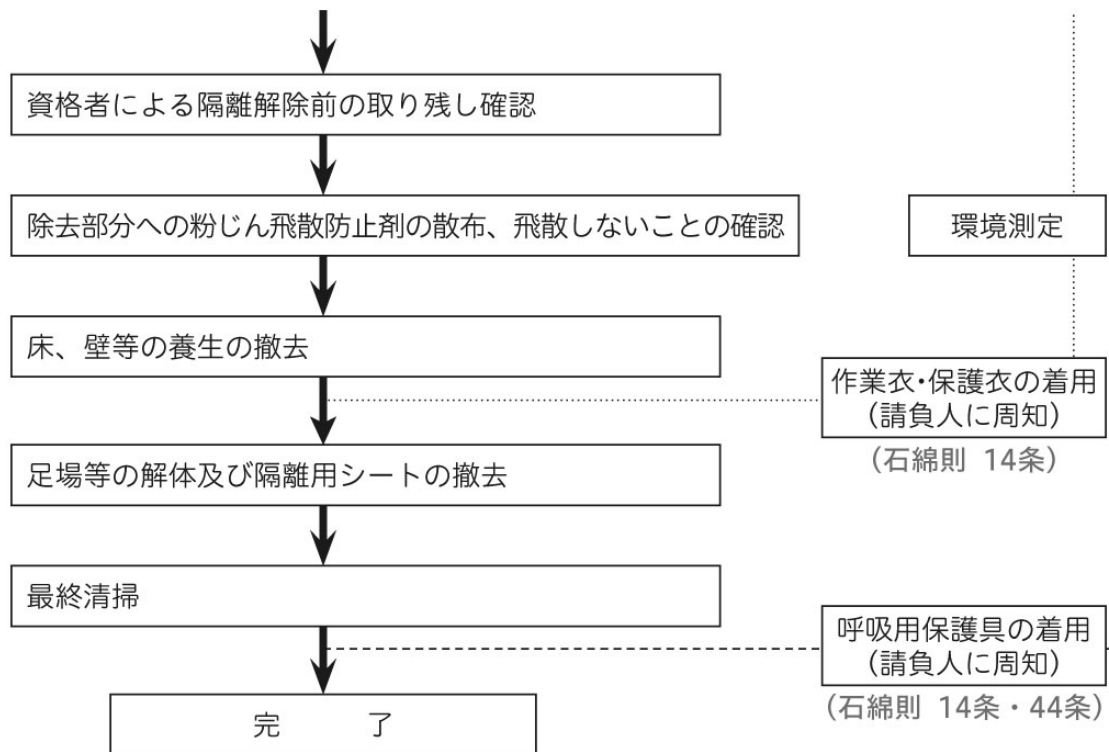


呼吸用保護具の着用（請負人に周知）

作業衣・保護衣の着用（請負人に周知）

32-4 石綿建材の切断を伴う除去作業(解体等)の一般的手順

除去作業後



☆ 除去後から廃棄までの過程等については、厚労省「基安化発 0609 第 2 号 H29.6.9」に準じた措置を講ずること

注1) 隔離の措置の解除について (石綿則 6条)
作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた又は、張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化し、資格者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離の措置は解除してはならない。

注2) 吹付石綿等除去作業に労働者を従事させるときは、呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスクを使用させなければならない。(石綿則 14条)

注3) 保護具は下記に定める規格等に適合したもの
①電動ファン付呼吸用保護具……防護率99.7%以上、フィルター捕集効率99.7%以上の国家検定合格品
②空気呼吸器……JIS T 8155に定める規格に適合
③酸素呼吸器……JIS T 8156に定める規格に適合
④送気マスク……JIS T 8153に定める規格に適合

※ 呼吸用保護具の区分と種類については「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を参照ください。

注4) 保護具等の管理について (石綿則 46条)
①石綿作業に呼吸用保護具、作業衣・保護衣、保護手袋等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。(労働者以外の使用した者に周知、適切な保管の配慮)
②石綿作業に使用された保護具は付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。(労働者以外の使用した者に周知)